

令和2年度決算

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費
その他の社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%へと引上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収（市町村においては地方消費税交付金）は、「社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」と地方税法に明記され、すべて社会保障財源化されることとなっています。

黒滝村における引上げ分の地方消費税交付金額及び社会保障施策に要する経費は下記のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 6,610千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 133,494千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地方消費税 交 付 金 〔 社 会 保 障 財 源 化 分 〕	そ の 他	
社会福祉	障害者福祉事業	21,215	14,092			561	6,562
	高齢者福祉事業	10,773	120		2,491	643	7,519
	児童福祉事業	7,471	4,731	400		184	2,156
	小計	39,459	18,943	400	2,491	1,388	16,237
社会保険	国民健康保険事業	12,212	4,035			644	7,533
	後期高齢者医療事業	26,389	3,681			1,789	20,919
	介護保険事業	23,564	2,474			1,661	19,429
	小計	62,165	10,190	0	0	4,094	47,881
保健衛生	保健事業	29,594	267	3,300	13,108	1,018	11,901
	予防事業	1,283			26	99	1,158
	健康増進事業	993	86		764	11	132
	小計	31,870	353	3,300	13,898	1,128	13,191
合計	133,494	29,486	3,700	16,389	6,610	77,309	

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。